

## 佐賀市公金運用基準

本市の公金運用にあたり、そのリスクを回避するため、佐賀市公金運用基準を定める。

### 1 預金運用への対応

- (1) 運用する預金については、定期預金、普通預金、通知預金及び外貨預金（以下「定期預金等」という。）とする。
- (2) 定期預金等の運用は、次の基準を全て満たす金融機関を選定し行う。
  - ① 金融機関の自己資本比率は、国際統一基準の適用される金融機関は、国際統一基準8%に2%を上乗せした10%以上、国内基準の適用される金融機関は、国内基準4%に2%を上乗せした6%以上であること。
  - ② 金融機関の健全度、信用度を示す格付け、ディスクロージャー誌等の経営指標が安定的に推移していること。
  - ③ 会計管理者が求めた事項に対し、明確な説明が得られること。
  - ④ 前各号のほか、金融機関としての信用を損なうことがないこと。
- (3) 定期預金等の運用期間中であって、自己資本比率が国際統一基準の適用される金融機関は8%、国内基準の適用される金融機関は4%を下回った金融機関で運用している定期預金等は、直ちに預金解約等による元本の回収を図るものとする。

### 2 債券運用への対応

- (1) 債券購入による公金運用をする場合は、満期まで概ね30年以内の次の債券に限るものとする。
  - ① 国債
  - ② 政府保証債
  - ③ 地方債
  - ④ 地方公共団体金融機構債
  - ⑤ 財投機関債
  - ⑥ 高速道路会社債ただし、⑤と⑥については、満期まで10年以内のものとし、国債と同程度の格付けを有していること。
- (2) 債券を購入する際は、次の方法により処理するものとする。
  - ① オーバーパー債券購入の場合は、債券額面額と購入額の差額を購入年度の一括運用分の債券運用益において減価償却を行い、減価償却後の金額を帳簿額とする。
  - ② アンダーパー債券購入の場合は、債券購入額を帳簿額とする。
- (3) 購入した債券は、償還期限まで保有することを基本とする。ただし、1回の売却において、売却する債券の帳簿額の合計額以上の売却額が確保できる場合は、運用中の債券を売

却することができる。

- (4) 購入する債券の種類及び保有する債券の売却時期等の決定は、出納室長が行う。ただし、売却を行ったものは速やかに、売却額、売却益及び売却後の運用計画を市長に報告する。
- (5) 出納室長は、運用時のリスク対策として毎年関係課と情報を共有し、長期的な債券運用計画を策定するとともに債券の状況や運用結果については、定期的に副市長へ報告を行う。ただし、急激な市場金利変動が見込まれるなど緊急を要する場合は、適宜副市長へ報告するものとする。
- (6) 会計管理者は、債券運用に係る事項を逐一記録し保管しなければならない。

### 3 基金の一括運用

- (1) 定期預金等及び債券による効率的な運用かつ事務の簡素化を図るため、出納室において基金の一括運用を行う。
- (2) 出納室が一括運用する基金は、その基金所管課と協議のうえ決定する。
- (3) 運用収益は、原則として12月末の基金残高の割合で按分し、年度末に各基金に配分する。

#### 附 則

この運用基準は、平成17年10月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成28年12月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成30年1月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成30年8月10日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、令和6年4月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、令和8年3月3日から適用する。